

改 正	平成 九年 九月三〇日規則第八四号	平成一七年 三月二九日規則第五一号
	平成一八年 二月二八日規則第一六号	平成一九年十一月二七日規則第九五号
	平成二〇年 三月二八日規則第二三号	平成二六年 二月一二日規則第九号
	平成二八年一〇月一八日規則第七四号	平成三〇年一二月 七日規則第六四号
	令和 元年一二月二四日規則第二八号	令和 二年 三月三十一日規則第五〇号
	令和 三年一月三〇日規則第七六号	令和 三年一二月一〇日規則第七九号
	令和 四年 三月二九日規則第五五号	

注 令和三年一月三〇日規則第七六号による改正は、令和四年四月一日から施行につき、現行条文と並列して掲載した。

埼玉県特別県営住宅管理規則の全部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県特別県営住宅条例施行規則

埼玉県特別県営住宅管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十一号）の全部を改正する。

（特別県営住宅の設置場所等）

第一条 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号。以下「条例」という。）第三条第三項の特別県営住宅の設置場所、種別、戸数及び規格は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成三〇年規則六四号〕

（条例第六条第二項第三号の規則で定める地域）

第二条 条例第六条第二項第三号の規則で定める地域は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域とする。

追加〔平成二八年規則七四号〕

（県営住宅の管理に関する規定の準用）

第三条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）第二条から第七条まで、第十条から第十四条まで、第十五条から第二十一条まで、第二十四条の二、第二十六条及び第二十七条の規定は、条例に規定する特別県営住宅（条例第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。

2 前項の場合において、埼玉県県営住宅条例施行規則第二条第一項中「条例第八条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第八条」と、同規則第五条第二項第一号中「条例第十一条第一号から第三号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第一号から第三号まで」と、同項第二号中「条例第十一条第四号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第四号イ」と、同項第三号中「条例第十一条第四号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第四号ロ」と、同項第四号中「条例第十一条第四号ハ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第四号ハ」と、同項第五号中「条例第十一条第四号ニ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第四号ニ」と、同項第六号中「条例第十一条第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第五号」と、同項第七号中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同規則第六条中「条例第十一条第八号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十一条第八号」と、同規則第七条第一項中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第一項」と、同条第二項中「条例第十三条第一項ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第一項ただし書」と、同条第三項及び第四項中「条例第十三条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第一項第一号」と、同規則

第十条中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十一条中「条例第十三条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十三条第五項」と、同規則第十二条第一項中「条例第十四条第一項（同条第二項）」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十四条第一項（埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十四条第二項）」と、同条第三項中「条例第十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十四条第一項」と、同規則第十三条第一項中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同条第二項中「条例第十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十五条第二項」と、同規則第十四条第一項中「条例第十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「条例第十六条第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第二項第一号」と、同条第四項中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第二項」と、同規則第十五条第一項中「条例第十八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第一項」と、同項第二号中「条例第六条第一項第二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第六条第一項第二号イ」と、同条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第二項」と、「条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」と、同条第三項中「条例第十八条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第三項」と、同規則第十六条中「条例第十九条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十九条」と、「条例第二十一条第一項後段」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十一条第一項後段」と、同規則第十七条中「条例第二十六条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十六条」と、同規則第十八条中「条例第二十八条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十八条ただし書」と、同規則第十九条中「条例第二十九条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十九条ただし書」と、同規則第二十条の二第一項中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第二項中「条例第二十九条の二第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同項第一号中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「条例第二十九条の二第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同規則第二十一条中「条例第三十条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第三十条第一項」と、同規則第二十四条の二第一項中「条例第四十三条第四項第十二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号イ」と、「条例第二十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十五条第一項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同規則第二十六条中「条例第五十四条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第五十四条第四項」と、同規則第二十七条中「条例第五十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第五十六条第一項」と、同条第五号中「条例第五十六条第二項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第五十六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

- 3 条例第八条第二項において読み替えて適用する埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）第五十五条に規定する指定管理者が同条各号に掲げる業務を行う場合における第一項に

において準用する埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第五条まで、第十条、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条及び第二十条の二第二項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

一部改正〔平成一七年規則五一号・一八年一六号・一九年九五号・二〇年二三号・二八年七四号・三〇年六四号・令和元年二八号〕

第四条 埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第七条まで、第十条から第二十四条の二まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、条例に規定する特別県営住宅（条例第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。

2 前項の場合において、埼玉県営住宅条例施行規則第二条第一項中「条例第八条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第八条」と、「条例第五条各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条各号」と、同条第二項各号列記以外の部分中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第七条第一項」と、同項第一号中「条例第六条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第一号」と、同項第四号中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、同条第三項中「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第七号」と、同規則第五条第一項中「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第七条第一項」と、同条第二項第一号中「条例第十一条第一号から第三号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第一号から第三号まで」と、同項第二号中「条例第十一条第四号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号イ」と、同項第三号中「条例第十一条第四号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号ロ」と、同項第四号中「条例第十一条第四号ハ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号ハ」と、同項第五号中「条例第十一条第四号ニ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号ニ」と、同項第六号中「条例第十一条第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第五号」と、同項第七号中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同規則第六条中「条例第十一条第八号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第八号」と、同規則第七条第一項中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第一項」と、「条例第十六条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項」と、同条第二項中「条例第十三条第一項ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第一項ただし書」と、同項第一号中「条例第五条第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号」と、同条第三項及び第四項中「条例第十三条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第一項第一号」と、同規則第十条中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十一条中「条例第十三条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第五項」と、同規則第十二条第一項中「条例第十四条第一項（同条第二項）」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第一項（埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第二項）」と、同条第三項中「条例第十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第一項」と、同規則第十三条第一項中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同項第三号中「条例第六条第一項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項

「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第二十三条中「条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十四条第一項」と、「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第二十四条中「条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」と、同規則第二十四条の二第一項中「条例第四十三条第四項第十二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号イ」と、「条例第二十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十五条第一項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同規則第二十六条中「条例第五十四条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十四条第四項」と、同規則第二十七条中「条例第五十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十六条第一項」と、同条第五号中「条例第五十六条第二項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

- 3 条例第八条の二第二項において読み替えて適用する埼玉県県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同条各号に掲げる業務を行う場合における第一項において準用する埼玉県県営住宅条例施行規則第二条から第五条まで、第十条、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の四、第十三条の五、第十三条の七、第十四条第一項及び第三項、第十四条の二の七、第十四条の二の九から第十四条の二の十一まで、第十四条の二の十三、第十四条の三、第十四条の四、第十四条の七、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十条の二第二項から第四項まで及び第二十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

追加〔平成三〇年規則六四号〕、一部改正〔令和元年規則二八号・三年七九号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日規則第八十四号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。
（埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 8 附則第二項から第五項までの規定は、特別県営住宅について準用する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日規則第十六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十一月二十七日規則第九十五号）

この規則は、（中略）公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第二十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十六年二月十二日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十八日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月七日規則第六十四号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日規則第二十八号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県特別県営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十一月三十日規則第七十六号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月十日規則第七十九号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第五十五号）

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

別表（第一条関係）

項	県営住宅名	設置場所	特別県営住宅の種別	構造	設置戸数	規格（単位平方メートル）
一	大宮砂住宅	さいたま市見沼区東大宮三丁目	丁種	高層耐火	<u>二〇</u>	八一・七二から 八二・一八まで
二	与野上落合住宅	さいたま市中央区上落合七丁目	丁種	高層耐火	<u>六</u>	八一・七三
三	春日部内牧住宅	春日部市内牧	丁種	中層耐火	一	七九・三二
四	鴻巣登戸住宅	鴻巣市登戸	丁種	中層耐火	一四	七三・一四
五	シラコバト住宅	上尾市大字上	甲種	中層耐火	五四〇	四八・一八
			乙種	中層耐火	一〇〇	四三・五六
			丙種	中層耐火	一七〇	三七・二七

備考 特別県営住宅の種別欄中「甲種」とは条例第二条第二号の甲種住宅を、「乙種」とは同条第三号の乙種住宅を、「丙種」とは同条第四号の丙種住宅を、「丁種」とは同条第五号の丁種住宅をいう。

注 令和三年十一月三〇日規則第七六号により、令和四年四月一日から施行
別表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三	加須南大桑住宅	加須市南大桑	丁種	中層耐火	二一	七〇・八三
---	---------	--------	----	------	----	-------

全部改正〔平成三〇年規則六四号〕、一部改正〔令和二年規則五〇号〕